

会 議 録

会議の名称	平成24年度第7回選挙管理委員会
開催日時	平成24年9月2日(日)午前10時15分から午前11時45分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 選挙管理委員会事務局室
出席者	中山寛子委員長・田崎敏男職務代理・長谷川征二委員・中城達雄委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也係長、樋代祐一主事
議 題	議案第18号 平成24年9月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について 議案第19号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第20号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第21号 裁判員候補者予定者の選定について 議案第22号 検察審査員候補者予定者の選定について そ の 他
<p>○ 委員長 本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第7回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は5件及びその他でございます。 はじめに議案第18号『平成24年9月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局 それでは、議案の説明をさせていただきます。 資料の1号をお開きください。 議案第18号『平成24年9月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』御説明いたします。 本案は、公職選挙法第19条(永久選挙人名簿)第2項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。 2号から9号まで、各投票区及び各投票区に属する町丁目別に登録者数を調製しております。 内容につきましては、資料の左から、各投票区等の別。次いで前回登録者数、今回の場合は平成24年6月2日の定時登録のものとなっております。 次が新規登録者数ですが、転入による新規登録者は住所要件として平成24年6月1日以前に転入届出を行った者でございます。 新成人による新規登録者は、年齢要件として平成4年9月2日以前に出生した者でござい</p>	

ます。その他の新規登録者は、住所設定、帰化等でございます。

続いて抹消者数ですが、転出後4か月を経過するに至った者（平成24年5月1日まで）及び死亡による抹消者です。その他の抹消者は、職権消除でございます。

続いて転居者数ですが、こちらは市内転居によるもので総合計欄は、男性・女性それぞれ0人となります。

一番右の欄が今回の名簿登録者となります。

9頁をお開きください。

以上の内容で計算した結果、平成24年9月2日現在の定時登録者総数は、男性が27人増、女性が59人増、合計で86人増となり、男性78,409人、女性82,788人の計161,197人となるものでございます。

次の10頁は公職選挙法第23条(縦覧)第1項の規定に基づく選挙人名簿(定時登録)の縦覧場所及び縦覧期間の告示(告示第10号)の写し、11頁は公職選挙法第30条の7(在外選挙人名簿に係る縦覧)第1項の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧場所及び縦覧期間の告示(告示第11号)の写し、12頁は地方自治法第74条(条例の制定又は改廃の請求とその処置)第5項及び第75条(監査の請求とその処置)第5項の規定による有権者の50分の1の告示(告示第12号)の写し、13頁は地方自治法第76条(議会の解散の請求とその処置)第4項、第80条(議員の解職の請求とその処置)第4項、第81条(長の解職の請求とその処置)第2項及び第86条(主要公務員の解職の請求とその処置)第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条(解職請求)の規定に基づく有権者の3分の1の告示(告示第13号)の写しを、それぞれ添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、議案第18号『平成24年9月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』の説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

○ 委員

なし。

委員長

特にないようですので、議案第18号『平成24年9月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に議案第19号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第20号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題いたします。この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、恐れ入ります。14頁をお願いいたします。

議案第19号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。

15分をお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の6（在外選挙人名簿の登録）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し登録申請された在外選挙人の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、男性4人、女性1人の計5人が新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

続けて、資料16分、議案第20号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

17分をお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、男性が3人、女性が1人の計4人で、それぞれ登録抹消の要件に該当するに至った者でございます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧ください。

以上で、議案第19号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第20号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 委員

なし。

委員長

特にないようですので、議案第19号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第20号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』はこの案のとおり決定いたします。

次に、議案第21号『裁判員候補者予定者の選定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の18分をお開きください。

議案第21号『裁判員候補者予定者の選定について』、御説明いたします。

19分をお願いいたします。

東京地方裁判所立川支部から、西東京市の裁判員候補者の割当人数といたしまして通知書の写しのとおり324人が割り当てられた旨の通知と、名簿に記載される者の本籍地の照

会がきております。この通知書に基づき、裁判員候補者名簿に本籍を付して送付するために、裁判員候補者予定者を選定するものでございます。

『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』第21条において、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者をくじで選定しなければならないと規定されており、また選定した候補者予定者について、選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならないと規定されています。また、この裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる規定になっております。

西東京市においては、裁判所から配布された『名簿調製プログラム』という専用の選任システムをインストールした専用パソコンにより実行することといたします。本日選任する裁判員候補者予定者は、9月2日現在の先ほどお認めをいただいた選挙人名簿(定時登録)のデータを基にしております。

以上で、議案第21号『裁判員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。御承認をいただければ、委員会を代表して委員長にパソコンの実行キーを押していただき、裁判員候補者予定者を選定いたします。

委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 委員

なし。

委員長

特にないようですので、裁判員候補者予定者の選定を行います。

○ 事務局

それでは、これより裁判員候補者予定者の選定を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

***** 委員長による選定システムの実行キー操作 *****

○ 事務局

以上で、裁判員候補者予定者の選定を終わります。なお、選定したデータについては、早速裁判所へ送付いたします。

委員長

選定が終わりました。議案第21号『裁判員候補者予定者の選定について』は、以上のとおり決定いたします。

次に、議案第22号『検察審査員候補者予定者の選定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の20頁をお開きください。

議案第22号『検察審査員候補者予定者の選定について』、御説明いたします。

21頁をお願いいたします。

東京都立川検察審査会事務局から西東京市に対する検察審査員候補者の割当人数といたしまして通知の写しにございますとおり第1郡が5人、第2郡が5人、第3郡が4人、第4郡が5人の計19人が割当てられております。本日は、この通知書に基づき候補者予定者を選定いただくこととなります。『検察審査会法』第10条において、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、それぞれ第1郡から第4郡までに属すべき検察審査員候補者の予定者をくじで選定しなければならないと規定されております。

また、市町村の選挙管理委員会は、選定した候補者について選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければなりません。

この検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる規定となっておりますので、本日は、先ほど選定が終了した裁判員候補者予定者と同様に、9月2日現在の選挙人名簿のデータを基にしてパソコンによる選定を行います。

具体的な抽出の方法は、第1郡から第4郡の合計員数19人を1回のくじで選定し、送付用ファイルを電子データで作成して検察審査会に送付することとなります。なお、くじのシステムは、裁判員候補者予定者の選定に使用したシステムを使用することとなります。

また、検察審査会では選定された名簿の上位から順に割当て員数に応じて第1郡から第4郡までの候補者とみなすこととなります。

以上で、議案第22号『検察審査員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 委員

なし

委員長

特にないようですので、検察審査員候補者予定者の選定を行います。

○ 事務局

それでは、これより裁判員候補者予定者選出と同様、委員長にパソコンの実行キーを押していただきたいと思います。

***** 委員長による選定システムの実行キーの操作 *****

○ 事務局

以上で、検察審査員候補者予定者の選定を終わります。なお、本制度については、裁判や審査会の公正さやその信頼を確保するとともに、評議等で裁判員や裁判官、検察官等が自由な意見を述べられるように守秘義務が課せられています（氏名等は、決して外に漏らしてはなりません。）。念のため申し添えます。

委員長

選定が終わりました。議案第22号 『検察審査員候補者予定者の選定について』 は、以上のとおり決定いたします。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

9月3日から第3回定例会市議会が始まります。9月4日から一般質問が始まりますが、選管関係の質問は期日前投票所に関するもので、「投票区の削減に伴う投票率の減少防止のため、期日前投票所を市内5駅に開設しないか」というものです。期日前投票所については、投票システムを設置できるか、投票の秘密を保持できるキャパシティがあるか、期日前投票所の設置の費用などのこともありますので、今後の研究課題と答弁する予定です。

委員

委員会としてのことも言った方がいい。

事務局

委員会として検討していくということにいたします。

また、第3回定例会に補正予算を上程いたします。投票区の見直しについての市民通知の予算を計上しています。予算成立した後、衆議院選挙の動向にもよりますが、年内の衆議院選挙がありましたら、衆議院選挙後に市民通知を出します。今回は西武池袋以南の大幅な見直しです。投票区、投票所が変わらない方もいますが、今回の見直しは大幅な見直しになり、パブリックコメントを実施したりし、市報、ホームページでもお知らせしていますので、西武池袋線以南の地域の全世帯に見直しの結果の通知を出そうと考えています。そのやり方でよろしいでしょうか。

委員長

異議なし

委員

異議なし

事務局

次回は10月3日(水)10時15分といたします。

委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の第7回選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

11時45分 終了

以上